

## 平成28年度 給与改定について 差額支給予定!

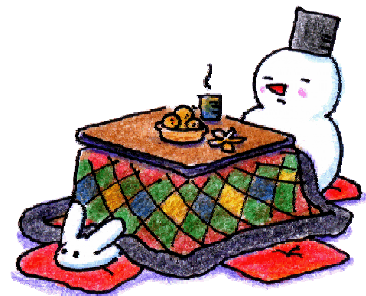


人事委員会の勧告を受けて、12月議会で給与条例が改正され、給料表が改定される予定です。  
 (ただし、おおむね半数の職員が現給保証を受けているため、実質、基本給分の差額があるのは若年者のみ。)  
 人事委員会は、山口県内の民間事業所の給料やボーナスについて調査し、山口県の職員給料の平均額と比較し、今年度は、月例給で県職員が0.25%下回っていたことから4月に遡って給料が改定されることになりました。  
 また、ボーナスについては、県職員が4.20月分であるのに対して、民間は、4.32月分であったため、下記のとおり引き上げられることになりました。

支給期	現 行			改 正 後		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1.225月分	0.80月分	2.025月分	1.225月分	0.85月分	2.075月分
12月期	1.375月分	0.80月分	2.175月分	1.375月分	0.85月分	2.225月分
年間合計	2.60月分	1.6月分	4.20月分	2.60月分	1.70月分	4.30月分

さらに、扶養手当についても、扶養親族である子にかかる支給月額（配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く）が、現行の6,500円から7,100円に引き上げられました。

施行日：平成28年12月27日（差額支給日）  
 適用は、平成28年4月1日からです。



## 確定申告について

今年の年末調整は終了しましたが、申告漏れがあったり、状況が変わった場合には確定申告をしてください。  
 また、年末調整ではできない控除もあり、確定申告をすれば所得税が戻ってくる場合があります。  
 例えば…

- \* 雑損控除…現金や家・家財といった生活に必要な動産が災害・盗難・横領などで被害に遭ったときに受けられる控除。雑損控除は翌年から3年間「繰越控除」ができます。
- \* 医療控除…本人だけでなく、生計を1つにする家族全員の医療費(市販の医薬品や通院のタクシー代等も可)が合わせて10万円を超える場合。ただし、共済組合や互助会からの給付金や保険金等で補てんされる額を除く。
- \* 寄付控除…国や地方公共団体など特定の団体に寄附をした場合、所得控除を受けられる仕組み。近年人気が高まっているふるさと納税も、この寄附金控除に該当します。
- \* 住宅ローン（1年目のみ。2年目以降は年末調整で申告できます。）

…などがあります。詳しくは国税庁のWebページをご覧ください